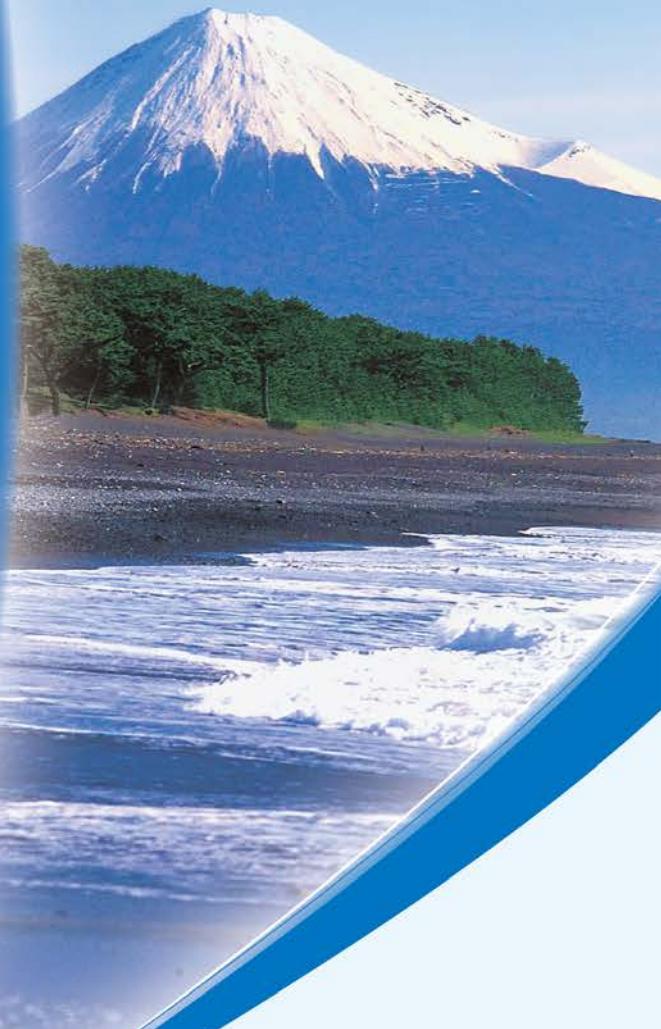


# しづおか 水ビジョン

未来へつなげる挑戦と連携



平成 27 年 3 月

静岡市上下水道局



# 策定にあたって

静岡市公営企業管理者  
関 清司



平成 15 年 4 月 1 日、静岡市と清水市が合併し新しい静岡市が誕生しました。また、さらなる飛躍を目指して平成 17 年には、全国で 14 番目の政令指定都市へと移行し、その後蒲原町、由比町と合併をしました。

本市の上下水道事業の歴史は古く、水道は大正 15 年に事業着手し昭和 7 年に給水を開始、また下水道についても大正 13 年に事業着手し昭和 35 年に汚水処理を開始しました。両事業は、市民生活や都市活動を支え、生活環境の向上のため、それぞれに課題の解決に取り組み、都市の発展に寄与してきました。

人口減少社会を迎える、平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」、及び平成 26 年 7 月に国土交通省が策定した「新下水道ビジョン」では、人口減少、施設の老朽化、災害リスクなどの課題に対処することで、「水を使って下水道へ流す」といった事業の果たすべき役割を次世代に引き継いでいくことが使命であるとしています。

さらに、平成 26 年 4 月に公布された「水循環基本法」では、「水は生命の源であり、絶えず地球上を循環しながら、人々の生活に潤いを与えるとともに、産業や文化の発展に重要な役割を果たす」としています。

こうした背景のもと、「日常生活に欠かすことのできないライフライン」であり、貴重な「水循環」を支える、水道と下水道の役割を再認識して、上下水道事業を一体として捉え、恵まれた自然と健全な水循環を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐことを念頭に、「しづおか水ビジョン」を策定したものです。

また、始期を同時とする「第 3 次静岡市総合計画」の社会基盤分野における「活発な経済活動や快適な市民生活を支える強靭な社会基盤を有するまち」を実現するため、上下水道施設の整備を進めるとともに、安定的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

今後は、ビジョンの副題として掲げる「未来へつなげる挑戦と連携」をキーワードとし職員一人ひとりが 3C 「市民との信頼 (Confidence)」、「事業への新たな挑戦 (Challenge)」、「市民や事業関係者との連携 (Co-operation)」の心構えで基本構想の実現に向け取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

平成 27 年 3 月



# 目次

<b>策定にあたって</b>	
<b>第1章 策定の趣旨</b>	1
1-1 策定の経緯	1
1-2 位置付け	2
<b>第2章 水道事業・下水道事業のあゆみ</b>	3
2-1 水道事業	3
2-2 下水道事業	4
<b>第3章 水道事業・下水道事業の現状と課題</b>	7
3-1 災害対策に関する現状と課題	8
3-2 管・施設の老朽化に関する現状と課題	10
3-3 環境に関する現状と課題	12
3-4 お客さまとの関係に関する現状と課題	13
3-5 経営に関する現状と課題	14
<b>第4章 基本構想（基本理念と5つの政策）</b>	15
<b>第5章 基本計画（5つの政策目標の実現に向けた施策）</b>	17
政策1 危機管理を強化する。	18
政策2 管・施設を効率的に運用する。	19
政策3 環境への負荷を軽減する。	20
政策4 お客さまサービスを向上させる。	21
政策5 信頼される経営を確立する。	22
<b>第6章 中期経営計画（基本計画に沿った4か年の事務事業）</b>	23
6-1 計画の整理と位置付け	23
6-2 計画期間	23
<b>第7章 フォローアップ</b>	24
7-1 事務事業の進行管理及び行政評価	24
7-2 しづおか水ビジョンの見直し	24
<b>資料編</b>	25
資料1 市民参画の状況（経営懇話会の経過など）	25
資料2 用語解説（五十音順）	31
資料3 策定関係職員名簿（平成26年度分）	33

※本ビジョンでは、「下水道」という用語は、特別記載のない限り下水道法第2条第3号で定める「公共下水道」を意味するものとして使用し、コミュニティ・プラントや農業集落排水事業等のように、排水施設や処理施設を持つ公共下水道に類似した事業は含めていません。

※本文中、「\*」についている用語は、「資料編 資料2 用語解説」で説明しています。

# 第1章 策定の趣旨

## 1-1 策定の経緯

本市の上下水道局では、これまで安全でおいしい水を将来にわたり安定して供給する水道事業と、衛生的なまちづくりや公共用水域の水質を保全し、浸水に対して市民の生命・財産を守るための下水道事業に取り組んできました。

しかしながら、上下水道事業を取巻く環境は、人口減少や節水型社会の進展による水需要の低迷に伴う収入の減少、諸施設の老朽化に対する更新需要の増大など、厳しい状況が続いている。また、南海トラフ巨大地震\*や津波などへの危機管理対策、地球温暖化対策などの環境問題への配慮、技術の継承など、様々な課題に直面しています。

これまで上下水道事業は、これらの課題に対し事業ごとに策定した「水道事業基本構想」、「下水道ビジョン」に基づき事業を行ってきました。上下水道事業は、水源からの取水に始まり、水道水を蛇口までお届けし、使用後の水を浄化して川や海へ放流するという日常生活を支える一連のライフラインであり、大自然が営む水循環\*の一端を担っています。このようなことから上下水道事業が一体となり、様々な課題に“挑戦”し、市民の皆さんをはじめとする関係者との“連携”を図り、健全な水循環を次世代へ引き継いでいくという役割を果たすため、長期的に目指す姿を示す「しづおか水ビジョン（未来へつなげる挑戦と連携）」を策定することとしました。

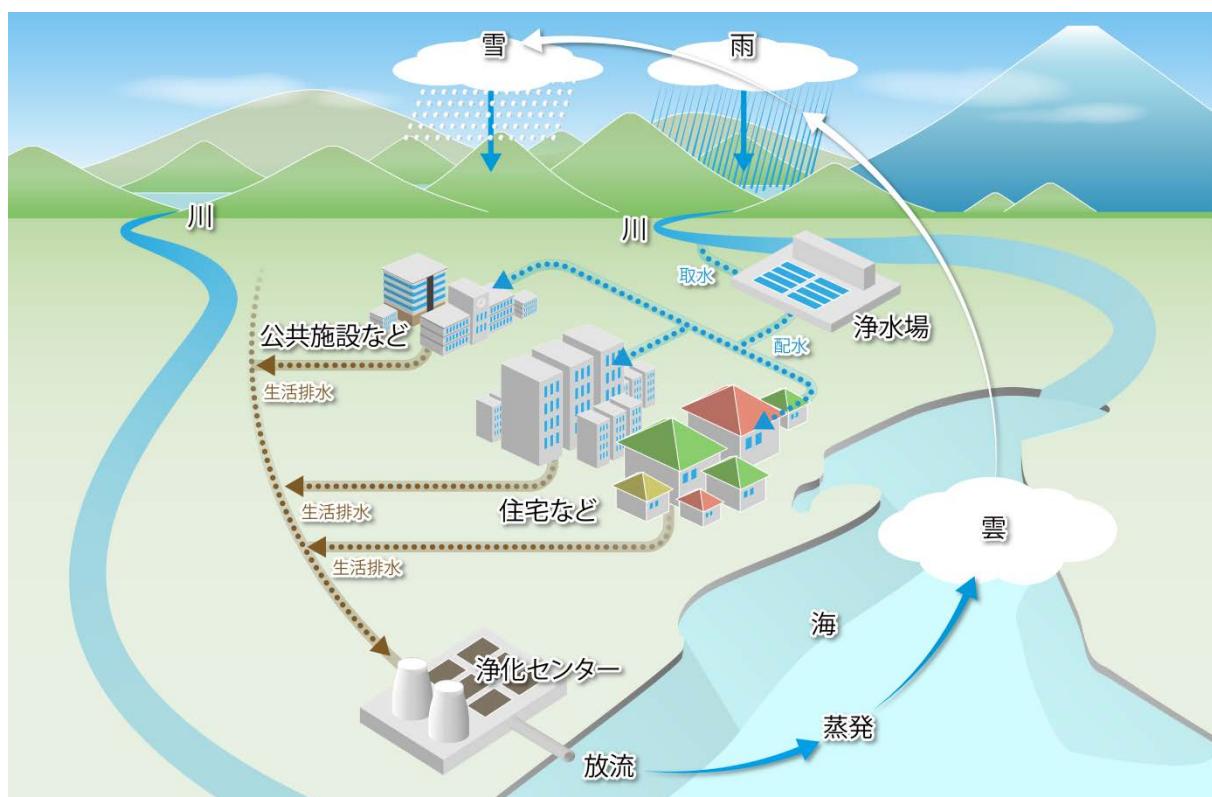


図 1-1 水循環イメージ

## 1-2 位置付け

「しづおか水ビジョン」は、社会的背景、国の動向、市民ニーズなどを参考に、上下水道事業が一体となって長期的に目指す姿を示し、市民の皆さんへの約束として位置付けています。このビジョンは、将来を見通した「基本構想」と、「基本構想」の実現に向けて定めた「基本計画（8年間）」、具体的な事務事業を示した「中期経営計画（4年間）」（別冊）で構成しています。

なお、ビジョンの策定にあたっては、「静岡市上下水道事業経営懇話会」やパブリックコメント\*の実施により、広く市民の意見を聴取するとともに、社会情勢を踏まえ国の方針や本市の「第3次静岡市総合計画」、これまでの「水道事業基本構想」、「下水道ビジョン」等との整合を図りました。

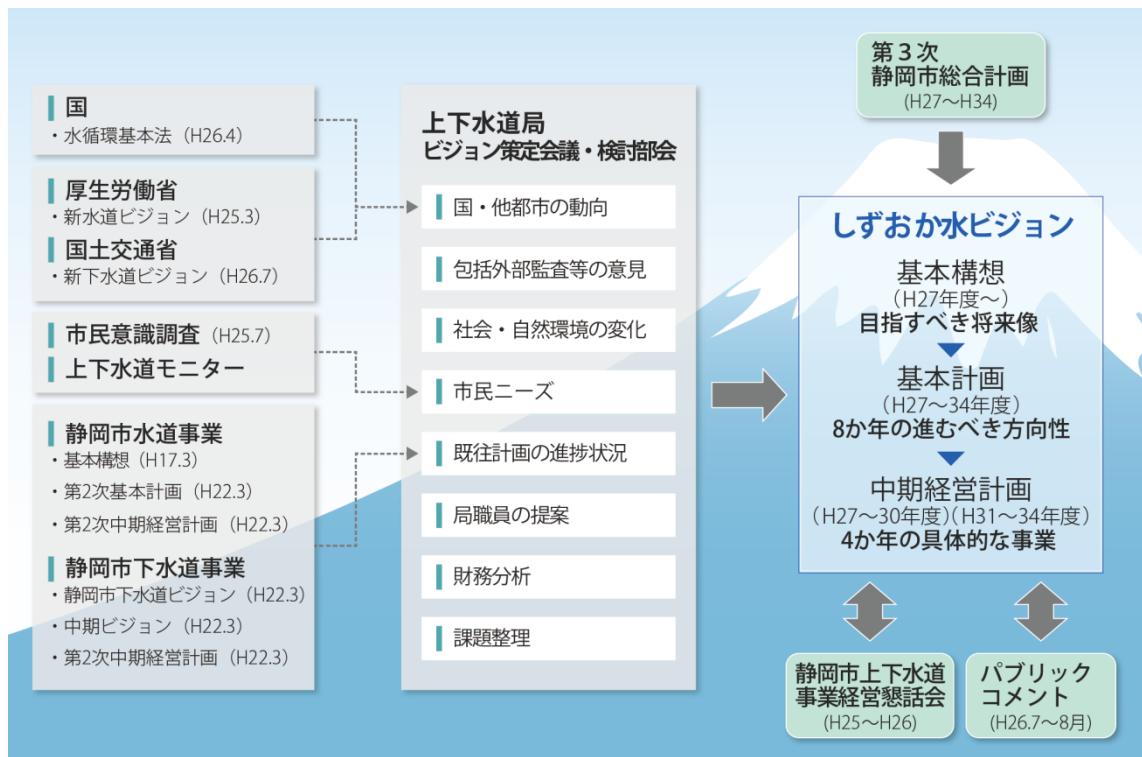


図 1-2 ビジョン策定体系図



図 1-3 しづおか水ビジョン策定経過

# 第2章 水道事業・下水道事業のあゆみ

## 2-1 水道事業

本市の水道事業は、旧清水市では大正 15 年 11 月、旧静岡市では昭和 3 年 3 月、旧蒲原町では昭和 28 年 2 月、旧由比町では昭和 38 年 12 月に事業を創設し、旧市町を流れる興津川（表流水\*）、安倍川（伏流水\*）、向田川（表流水）、由比川（表流水）を水源として給水を開始しました。



図 2-1 当初の門屋浄水場緩速ろ過池工事風景

その後、戦災の復興とともに人口が増加し、水需要も急速に増大したため、旧静岡市では、応急拡張事業として昭和 29 年に地下水を取水する第 2 水源地（与一取水場）の整備を、旧清水市でも地下水を水源とする取水施設（八木間ポンプ場）の整備を行い、給水能力の増大に努めました。



図 2-2 大平山配水池築造工事風景(昭和 42 年頃)

昭和 40 年代には、高度経済成長に伴い水需要が増加の一途を辿っていたことから、計画人口及び給配水量を見直し、旧静岡市では既存水源（牛妻水源地、与一取水場）の改良や取水井\*13 か所の築造により取水量の増大を図り、旧清水市では浄水施設（谷津浄水場）や配水池（おおひらやま配水池など）の築造とともに、配水管網の整備拡充を行いました。

昭和 50 年代以降は、水道未普及地域を解消するための給水区域の拡張や、簡易水道\*（日本平地区など）の上水道への統合などを図ってきました。

平成の時代に入ると、新東名高速道路サービスエリアやパーキングエリアへの給水など、新たな水需要に対応するため、取水、浄水、配水施設の整備を進めてきました。

旧静岡・清水の両市水道事業は、それぞれ拡張事業を重ね、水道施設の整備を進めてきましたが、平成 15 年 4 月の合併に伴い、新たに静岡市として創設認可を取得、平成 18 年 3 月蒲原町合併により事業の変更認可を受け、さらに、平成 20 年 11 月由比町合併により第 2 回変更認可を得ることとなりました。

また、平成 17 年 4 月の政令指定都市移行を契機に、「新たな都市(まち)の明日に向かう水道」を基本理念とした「静岡市水道事業基本構想・基本計画」を策定し、10 年の本市水道事業の施策の方向性を明らかにして事業を進め、蒲原第 3 浄水場や由比第 1 浄水場の建設など、災害に強くより安心、安全な水を安定的に供給する水道事業を確立してきました。

なお、平成 25 年度末現在における静岡市の水道普及率\*は 97.0 パーセントとなっています。



図 2-3 由比第 1 浄水場(平成 26 年度)

## 2-2 下水道事業

本市の下水道事業（汚水）は、旧静岡市で大正 12 年 2 月に事業認可を取得し、翌 13 年 8 月に第 1 期事業として中心市街地約 186 ヘクタールの整備に着手しました。

昭和 15 年の静岡大火\*、昭和 20 年の戦災等により一時事業を中断しましたが、昭和 27 年に地方公営企業\*法適用と同時に事業を再開し、昭和 35 年 11 月の高松浄化センター供用開始により、高松処理区の水洗化が可能となりました。

その後、昭和 52 年 4 月に城北浄化センター、昭和 60 年 10 月に中島浄化センター、平成 14 年 6 月に長田浄化センターが供用開始し、城北、中島、長田の各処理区で水洗化が可能となりました。

また、旧清水市では、昭和 30 年 11 月に事業認可を取得し、翌 31 年 4 月に中心市街地約 229 ヘクタールの整備に着手し、昭和 47 年 4 月に清水南部浄化センター、昭和 56 年 11 月に清水北部浄化センターが供用開始し、南部、北部の各処理区で水洗化が可能となりました。

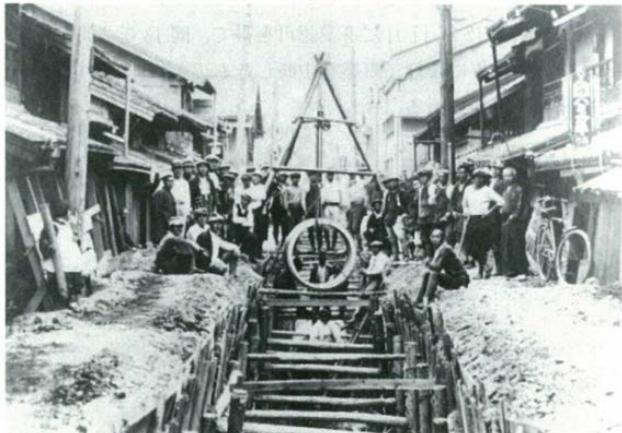


図 2-4 当初の下水道管布設風景

さらに、平成元年3月に静岡県が旧静岡市、旧清水市を流れる巴川を中心とした市街地で、流域下水道\*の事業認可を取得したことを受け、旧清水市では同年8月に約373ヘクタールを、旧静岡市では平成3年4月に約557ヘクタールの流域関連公共下水道の事業認可を得て、静清処理区の整備に着手し、平成9年6月に静清浄化センターを供用開始し、静清処理区の水洗化が可能となりました。

また、平成15年4月の合併後、10年を経過した平成25年4月に流域下水道が静岡市に移管されたことから、静清処理区が単独公共下水道\*となり、現在供用開始している7処理区全てが単独公共下水道となりました。

なお、平成25年度末現在、静岡市における下水道事業計画（認可）面積に対する下水道整備率\*は、90.6パーセントとなっています。



図2-5 当初の高松浄化センター

一方、浸水防除を目的とした下水道事業（雨水）は、都市下水路事業や公共下水道事業として整備を進めてきましたが、現在は平成15・16年に集中豪雨被害を受けたことで、平成18年2月に策定した「静岡市浸水対策推進プラン」に基づき、公共下水道の事業認可を取得し、雨水幹線や雨水ポンプ場、雨水貯留管などの整備を進めています。

図2-6 下川原雨水貯留管工事（見学会）の様子

また、下水道事業では、平成21年に「静岡市下水道ビジョン」を策定し、下水道事業の「基本方針」、その達成に向け10か年で取り組む施策の方向性を示した「静岡市下水道中期ビジョン」、5か年で取組む具体的な事業目標を掲げた「第2次静岡市下水道事業中期経営計画（アクションプログラム）」を示し、現在このビジョンに沿って事業を進めています。

表2-1 上下水道事業の年表

元号	社会の動き	水道事業の動き	下水道事業の動き
明治			
22	・旧静岡市 市制施行 ・旧由比町 町制施行		
大正			
11	・旧蒲原町 町制施行		
12	・関東大震災		
13	・旧清水市 市制施行		・旧静岡市下水道事業に着手
15		・旧清水市水道事業に着手	
昭和			
3		・旧静岡市水道事業に着手	
7		・旧清水市市街に給水開始	
8		・旧静岡市市街に給水開始	
15	・静岡大火		
20	・戦災・終戦		
27		・旧静岡市、旧清水市公営企業会計へ移行	
28		・旧蒲原町水道事業に着手	
30		・安西、千代田、大里地区を給水区域として拡張 (静岡第1期拡張)	
31		・旧蒲原町市街に給水開始 ・蒲原中、堀沢、神沢地区を給水区域として拡張 (蒲原第1期拡張)	・旧清水市下水道事業に着手
33	・東京タワー完成		
35		・蒲原新栄、蒲原日の出を給水区域として拡張 (蒲原第2期拡張)	・高松浄化センター供用開始
37		・袖師地区を給水区域として拡張(清水第1期拡張) ・給水量の増加に伴う施設拡張(蒲原第3期拡張)	
38		・旧由比町水道事業に着手	
39	・東京オリンピック ・東海道新幹線開通		
40		・賤機、久能、東源台、長田地区を給水区域として 拡張(静岡第2期拡張)	
42		・旧由比町市街に給水開始	
44	・東名高速道路全線開通		
45	・大阪万国博覧会	・有度、飯田、高部、庵原、両河内、小島地区を給水区域として 拡張(清水第2期拡張)	
47			・清水南部浄化センター供用開始
48	・オイルショック	・西奈、服織、安倍口地区を給水区域として拡張 (静岡第3期拡張)	
49	・七夕豪雨	・給水量の増加に伴う施設拡張(蒲原第4期拡張)	
52			・城北浄化センター供用開始
53		・給水量の増加に伴う施設拡張(静岡第4期拡張)	
55	・静岡駅地下街ガス火災		・三保(雨水)ポンプ場供用開始
56			・清水北部浄化センター供用開始
57			・中島雨水ポンプ場供用開始
58		・日本平観光地、庵原北部地区を給水区域として拡張 (清水第3期拡張) ・由比西山寺地区を給水区域として拡張 (由比第1期拡張)	
59		・給水量の増加に伴う施設拡張(蒲原第5期拡張)	・旧清水市公営企業会計へ移行
60			・中島浄化センター供用開始
62		・美和、足久保地区を給水区域として拡張 (静岡第5期拡張)	・折戸(雨水)ポンプ場供用開始
平成			
3	・Jリーグ発足 ・清水エスパルス誕生		
5		・庵原東部、小河内地区を給水区域として拡張 (清水第4期拡張)	
6		・給水量の増加に伴う施設拡張(静岡第6期拡張)	
7	・阪神淡路大震災	・給水量の増加に伴う施設拡張(由比第2期拡張)	
9			・静清浄化センター供用開始
11			・下川原雨水ポンプ場供用開始
12		・新東名高速道路静岡SAを給水区域として拡張 (静岡第7期拡張)	
14		・新東名高速道路清水PAを給水区域として拡張 (清水第5期拡張)	・長田浄化センター供用開始
15	・新「静岡市」誕生	・新市水道事業に着手 ・旧蒲原町蒲原地区の一部を給水区域として拡張 (蒲原第6期拡張)	
17	・新「静岡市」が 政令指定都市へ移行	・静岡市水道事業基本構想・基本計画及び 第1次中期経営計画	・第1次中期経営計画 ・高松浄化センターから中島浄化センターへ送泥開始
18	・蒲原町 合併		
19			・長田浄化センターから中島浄化センターへ送泥開始
20	・由比町 合併	・第2次中期経営計画	・静岡市下水道ビジョン及び第2次中期経営計画
22			
23	・東日本大震災		
24	・新東名一部開通		
25	・富士山世界文化遺産登録		・静岡県から静清流域下水道を移管
26	・南アルプスユネスコ エコパーク登録		しづおか水ビジョン及び第3次中期経営計画 策定

※ 地区名には一部の場合を含んでいます。

# 第3章 水道事業・下水道事業の現状と課題

「しづおか水ビジョン」の上位計画である本市の「第3次静岡市総合計画」の人口予測では、平成2年度の旧4市町（旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町）の合算人口をピークに減少に転じ、平成37年度には65万3千人を見込んでいます。ただし、本市では人口活力の維持は極めて重要な課題として認識しているため、同年の総人口について、「70万人」を維持することを目標に掲げ、その実現に向けて取り組んでいくこととしています。

こうした人口減少問題は、水道・下水道の使用水量・排水量や料金・使用料収入の減少に直結し、今後の事業経営に大きく影響します。そのため、事業を長期間安定的に実施するためには、人口の減少などに伴う使用水量・排水量の変化を見込み、上下水道事業の現状と課題を整理し、柔軟に対応していく必要があります。

現状と課題を整理するにあたっては、平成25年7月に実施した市民意識調査（問：上下水道事業について何を優先すべきだと思いますか。：P30参照）の結果などから課題を【災害対策】【管・施設の老朽化】【環境】【お客さまとの関係】【経営】の5つに分類しました。

また、今後の使用水量や排水量の推計は、別冊の「中期経営計画」に掲載しています。

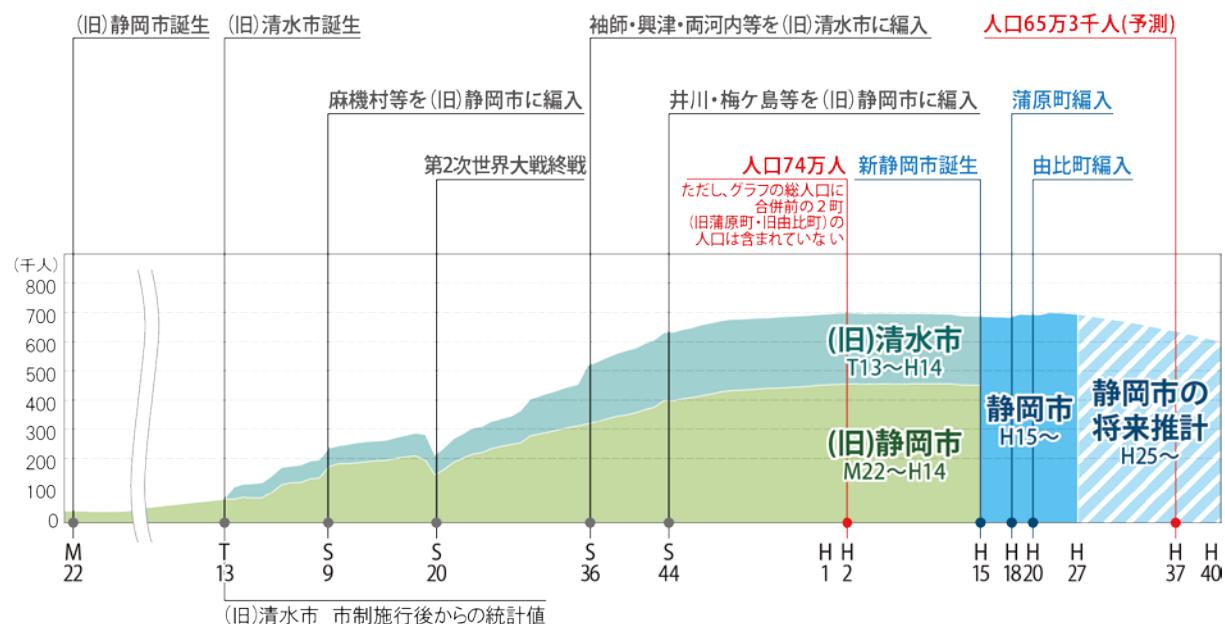


図3-1 静岡市の将来推計人口

## 3-1 災害対策に関する現状と課題

### 【現状】

本市は、以前から東海地震\*の発生が予測されているため、早くから地震対策を進めていますが、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災\*や平成23年3月の東日本大震災\*などの被害状況から、今後想定される巨大地震や津波への対策の重要性を改めて認識しました。

被災地ではこのような大地震によって、水道管の破裂による断水や、下水道管の破損による流下機能の著しい低下が発生するなど、水道施設や下水道施設に甚大な被害が発生し、断水による水不足、トイレが使用できないなど被災者の生活面での多大な影響がありました。

このほか、下水道施設は水道施設と違い沿岸に立地されることが多く、津波による施設の浸水や放流口からの逆流などの被害がありました。



津波による浄化センターの被害状況



マンホール周辺の道路陥没状況

出典：被災地応援者の撮影

図3-2 地震・津波による被害状況(東日本大震災)

また、市街地では近年の気候変動によるリスクの増大により、短時間に局地的な大雨をもたらす異常気象が見受けられるとともに、宅地開発や道路のアスファルト舗装化が進んだことで、雨水が地中へ浸透する力が弱まり「都市型水害\*」による床上浸水等につながることもあります。

本市においても、平成15年7月、平成16年6月の大河や平成26年10月の台風18号により、床上浸水や交通機関の機能支障など大きな被害を受けました。



国道150号の浸水被害の状況  
(平成15年7月 駿河区下川原)



台風18号による浸水被害の状況  
(平成26年10月 葵区唐瀬)

図3-3 本市における都市型災害例

一方、昭和60年、平成8年、平成11年には異常渇水が発生し、水源の多くを興津川の表流水に依存している清水地区においては夜間の断水などを余儀なくされました。



渇水時の興津川の状況  
(昭和60年1月 清水区内八幡橋より)



平常時の興津川の状況  
(同じ八幡橋より)

図3-4 気候変動による被害状況

### 【課題】

- 大規模な地震に備えた耐震化や津波対策が必要です。
- 大雨による都市型水害に備えた浸水対策が必要です。
- 少雨による異常渇水に備えた対策が必要です。
- 様々な災害に対して事業を継続するための準備が必要です。

## 3-2 管・施設の老朽化に関する現状と課題

### 【現状】

本市の水道事業は、総延長約2,500キロメートルに及ぶ水道管や、67の配水池、12の浄水場などを有しています。また下水道事業においても、総延長約2,400キロメートルに及ぶ下水道管や、7つの浄化センター、15のポンプ場などを有しています。

これら管や施設の中には、布設後80年を経過している管（一般的な耐用年数は40～50年）をはじめ、昭和7年から運転している取水施設、昭和35年から運転している浄化センターなど、施設の老朽化が進んでいるものもあります。特に老朽化した管は、漏水（水道）や不明水\*（下水道）の原因となり、必要以上の配水や水処理が必要となることから、施設への負荷が大きくなっています。

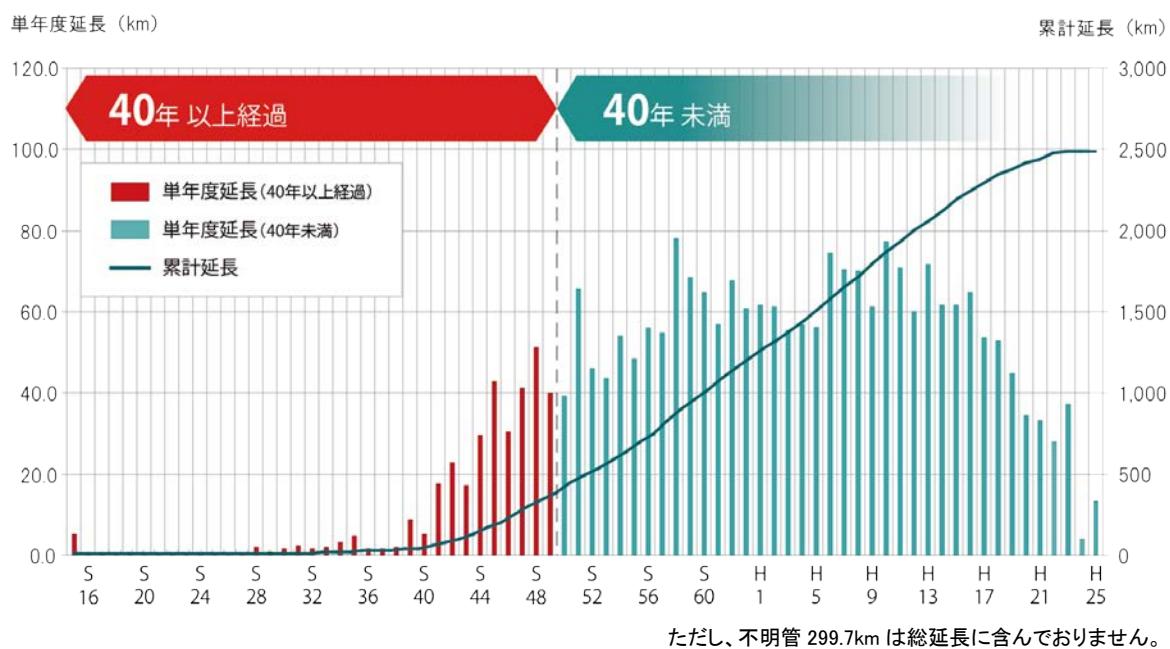


図3-5 水道管年度別整備延長



(平成18年7月 清水区内港橋より)

図3-6 老朽化し破損した水道管

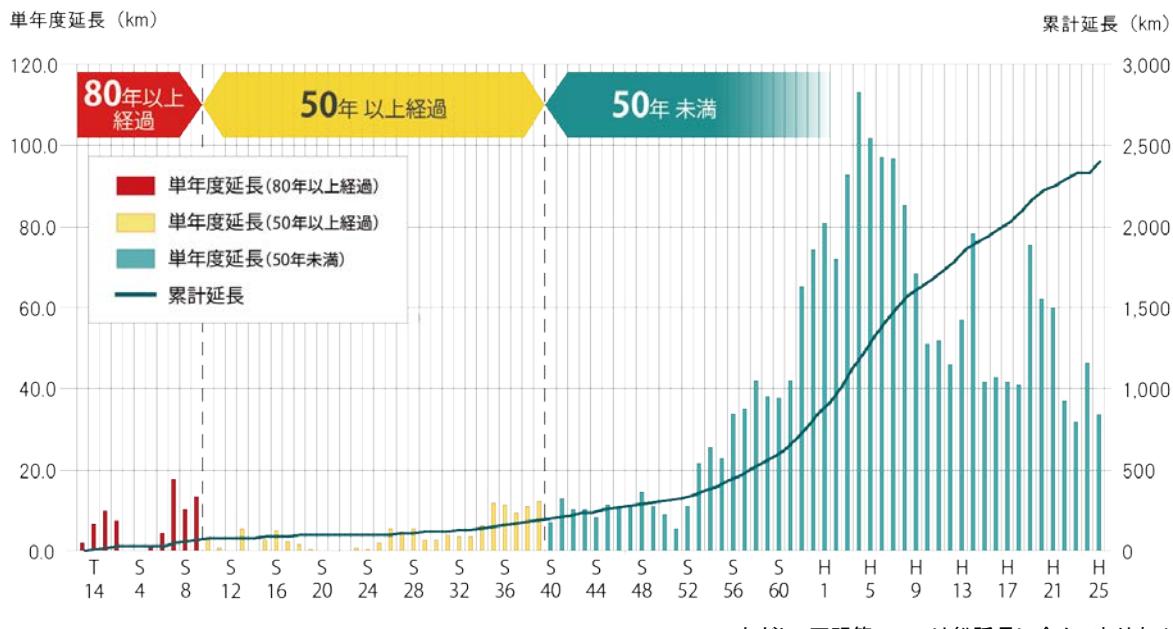


図 3-7 下水管年度別整備延長



下水管全体にクラック(ひび割れ)及び、破損が生じている様子

汚泥搔き寄せ機のフライ特(汚泥を搔き寄せるための板)が  
脱落している様子

図 3-8 老朽化した下水管や施設

### 【課題】

- 耐用年数を超える施設が今後急増するため、アセットマネジメント手法\*を導入し、事業量、事業費を平準化しながら、効率的に老朽化対策を進めていくことが必要です。
- 適切な管の維持管理、漏水対策(水道)及び不明水対策(下水道)が必要です。
- 一層の安定給水のため地域状況に応じた、水道管、水道施設の整備が必要です。

### 3-3 環境に関する現状と課題

#### 【現状】

上下水道は、「川などから取水する」⇒「浄水場できれいにした水を水道水として配水する」⇒「蛇口を開けて水を使う」⇒「下水道へ流れる」⇒「浄化センターで汚れた水をきれいにして川や海へ放流する」⇒「川や海の水が蒸発し雲となり、雨などの降水が集まって川や地下水として流れる」といった水循環を支えています。

また、上下水道は工事段階や水処理（水をきれいにする作業）を行う過程などで、電力等の大量のエネルギーを消費しており、温室効果ガス排出量の増加につながることから、これまでにも、太陽光発電を一部施設で導入するとともに、他の自然エネルギーの導入検討を重ねてきましたが、費用対効果や立地条件など様々な要因で導入が進んでいません。

一方、資源のリサイクルとしては、建設発生土の再利用や溶融スラグ\*の活用に加え、下水道汚泥を堆肥やセメント原料として活用するほか、燃料化\*などの再資源化を推進しています。

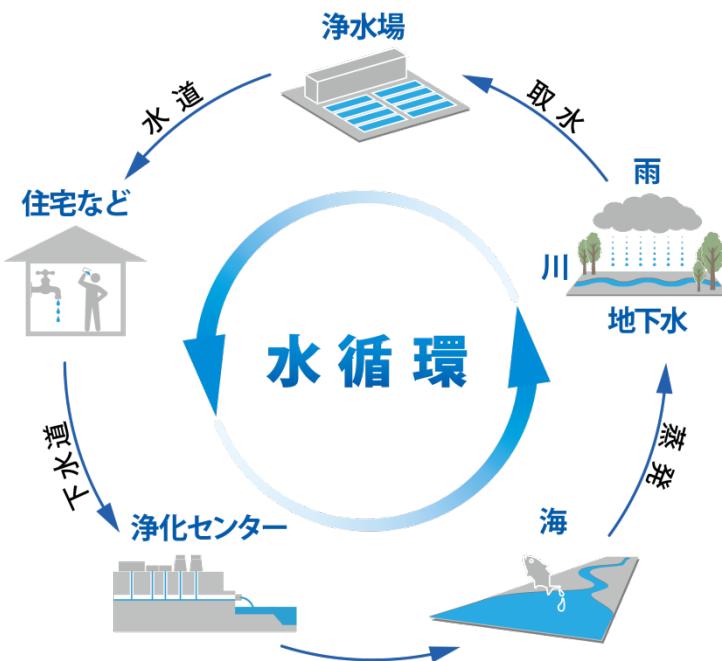


図 3-9 水循環図

#### 【課題】

- 森林の持つ涵養機能を良好な状態に維持することが必要です。
- 下水道による水環境の保護改善が必要です。
- 一層の省エネ化に加え、自然エネルギーの導入について調査研究にも取り組み、環境対策に貢献する必要があります。
- 発生した汚泥\*を燃料化し再資源化するなど、リサイクルの取り組みが必要です。
- 環境への取り組みを客観的に評価するための仕組みの導入が必要です。

## 3-4 お客さまとの関係に関する現状と課題

### 【現状】

上下水道事業は、お客さまからの料金・使用料により、安全でおいしい水の安定供給や、排出された汚水をきれいな水に処理することなど、お客さまが満足できるサービスの提供が求められています。

そのため、お客さまに水の有限性や大切さ、今後収入の増加が見込めない中での災害対策、老朽化対策などに係る事業費の増大など上下水道事業の全体像を理解していただき、適切に水道や下水道を使っていただくとともに、お客さまと行政が協働していくことが不可欠です。

また本市は、市民の皆さんのが求める情報をインターネットや広報紙など様々な手段やイベントにおいて、積極的に発信をしています。加えて、学識経験者や公募市民などで構成する「静岡市上下水道事業経営懇話会」の開催などにより事業の進行管理を行い、常に市民参画を意識し事業を進めています。



図 3-10 お客さまとの協働

### 【課題】

- 市民ニーズ(水道水の安全性とおいしさ、災害対策、料金・使用料など)に重点を置いた情報収集や情報発信が必要です。
- 静岡市上下水道事業経営懇話会を継続させるとともに、市民参画の推進が必要です。
- 安全でおいしい水を安定的に継続して供給する必要があります。
- 料金・使用料の支払いに対する利便性の向上が必要です。
- お客さまに対するサービス体制を向上させる必要があります。

## 3-5 経営に関する現状と課題

### 【現状】

上下水道事業は、長期間使用される施設を有しているため、経営についても長期的な見通しのもと、収支バランスを見極め経営戦略\*を立てることが必要です。そのため建設費に充てるための財源の一つである企業債\*が次世代へ与える影響や、地方公営企業\*としての運営を前提として、国や本市、使用者などが負担する費用を適正に設定することが求められます。

また、今後の収入については、人口減少などに伴う料金・使用料の減収が予測され、支出においては、老朽化した施設の改築や想定される災害への対策にかかる経費の増加が見込まれることから、事業実施については「選択と集中」を図り、中長期を見通した計画的かつ効率的な事業運営と、社会状況の変化に対応した計画の見直しが必要です。

さらに、業務改善を行なながら職員数の適正化も実施しておりますが、上下水道事業の運営には特に高い専門性が必要であることから、持続可能な事業経営に必要な技術の継承のため、職員の育成にも努めなければなりません。

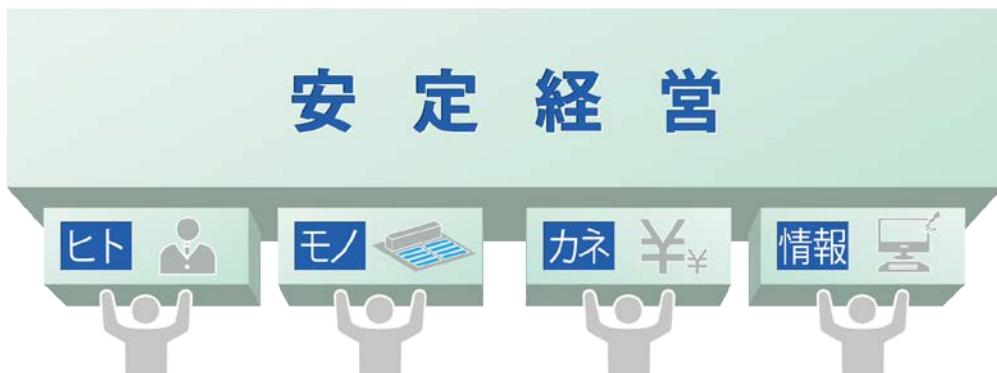


図 3-11 上下水道事業の安定経営

### 【課題】

- 企業債残高を適正に管理しながら、健全な経営を図る必要があります。
- 効率的な事業運営をするため、経営資源\*を有効に活用し、安定経営を持続する必要があります。
- 人口減少等に伴い、水需要の低下が予測されることから、需要予測に基づき計画的に事業を進めていく必要があります。
- 収入の減少が予測されるため、料金・使用料体系について研究するほか、新たな収入源の確保や適正な債権管理が必要です。
- 機能的な組織づくりとともに、最適な人員配置を行い、必要な技術力の確保と技術継承を図る必要があります。

# 第4章 基本構想 (基本理念と5つの政策)

本市の上下水道事業における現状と課題を踏まえ、課題に挑戦するために、本市上下水道事業では、恵まれた自然と健全な水循環を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐことを念頭に、「しづおか水ビジョン」の根幹となる基本理念を「し」「す」「お」「か」「水」の頭文字を取って次のとおり定め、基本理念を実現するため5つの政策を掲げました。

## 【基本理念】

「**し**」 みんなとの信頼関係を大切に、  
「**す**」 っと先の未来まで、  
「**お**」 いしい水と  
「**か**」 いてきな生活環境を守るため、  
「**水**」 循環を支えていきます。

## 【5つの政策】

[災害対策]に関する現状と課題から導かれた、

「防災・減災、事業継続」などを推進するための政策



政策1 危機管理を強化する。

(P 18)

[管・施設の老朽化]に関する現状と課題から導かれた、

「改築・更新、規模の適正化」などを推進するための政策



政策2 管・施設を効率的に運用する。

(P 19)

[環境]に関する現状と課題から導かれた、

「水環境の保護、資源のリサイクル」などを推進するための政策



政策3 環境への負荷を軽減する。

(P 20)

[お客さまとの関係]に関する現状と課題から導かれた、

「安全でおいしい水の安定供給、お客さまのニーズへの迅速・的確な対応」などを推進するための政策



政策4 お客さまサービスを向上させる。

(P 21)

[経営]に関する現状と課題から導かれた、

「人材育成、健全経営」などを推進するための政策



政策5 信頼される経営を確立する。

(P 22)

本ビジョンでは、この基本理念と5つの政策をあわせて【基本構想】と位置付けます。

# 基本構想



図 4-1 静岡市上下水道事業基本構想

「基本構想」の実現に向け、職員の心構えとして一人ひとりが常に3C（信頼、挑戦、連携）を念頭に、一つひとつの課題解決に取り組んでいきます。

# 第5章 基本計画 (5つの政策目標の実現に向けた施策)

基本構想で掲げる5つの政策とその実現に向けて定めた17の施策をあわせて、基本計画と位置付けます。

また、この施策に基づく具体的な事務事業については、別冊の「中期経営計画」へ掲載しています。

## 【体系図】

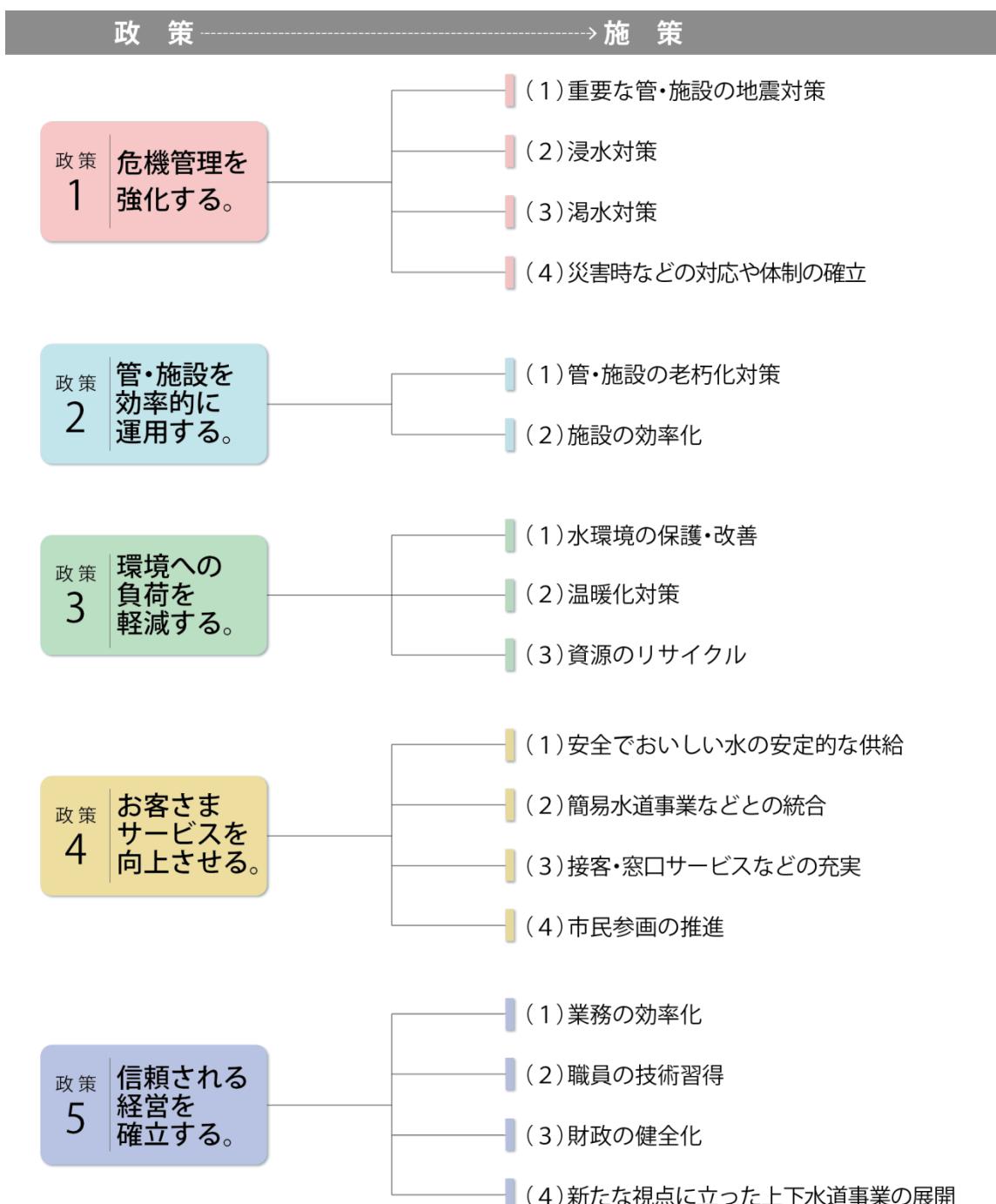


図5-1 基本計画の体系

## 政策1 | 危機管理を強化する。

想定される巨大地震、浸水、渇水などの災害が発生した場合においても事業が継続できるよう、被害を最小限にとどめるための施設の整備や、早期復旧が可能となる体制の確立を行うことで**危機管理を強化**します。

### 施策(1) 重要な管・施設の地震対策

- 地震対策計画に基づき、管や施設について地震対策を進めます。
- 津波対策計画に基づき、管や施設について津波対策を進めます。

### 施策(2) 浸水対策

- 「雨水総合排水計画」を見直します。
- 「浸水対策推進プラン」に基づき、効率的に整備を進めます。

### 施策(3) 渇水対策

- 水の相互運用事業を計画的に進めます。

### 施策(4) 災害時などの対応や体制の確立

- 「事業継続計画(BCP)」\*を充実させ、災害等の発生時の行政と市民・民間との連携により、双方の協力体制を強化します。
- 災害発生時に活動拠点となる施設を整備し、他都市応援職員の受け入れ態勢を整えます。



非常用耐震性貯水槽工事状況



下水道管の耐震継手設置状況

図 5-2 耐震対策

## 政策2 管・施設を効率的に運用する。

お客さまが将来にわたって上下水道を使い続けられるよう、管・施設の改築を行い、水需要に即した施設規模の適正化に努めることで、**管・施設を効率的に運用**します。

### 施策(1) 管・施設の老朽化対策

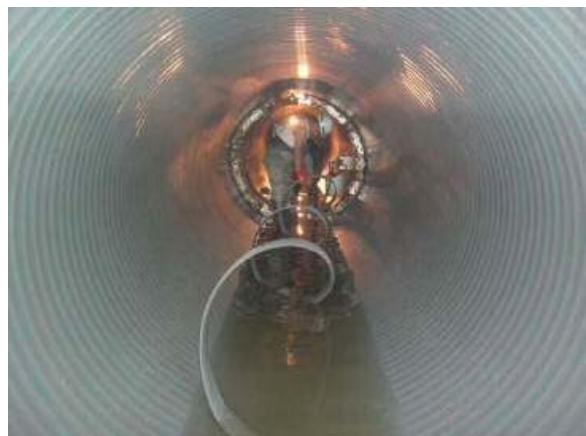
- 老朽化に関する調査を行い、施設情報の適正な管理と計画の検証や見直しを行います。
- 改築計画に基づいて、管や施設について改築・更新を進めます。
- 施設を効率的に保つために漏水調査や不明水調査を行います。

### 施策(2) 施設の効率化

- 改築計画に基づいて、施設の小規模化や統廃合を進めます。



老朽管布設替工事状況



下水道管更生工法(更生材の巻き立て状況)

図 5-3 老朽化対策



図 5-4 漏水調査の様子

## 政策3 環境への負荷を軽減する。

上下水道に係る水環境を守り、自然エネルギーの活用や資源のリサイクルの推進等に取り組むとともに、一層の省エネルギー化を図り、**環境への負荷を軽減**します。

### 施策(1) 水環境の保護・改善

- 良好な水環境を保護するため、**水源涵養林**<sup>\*</sup>の維持管理を行います。
- 「静岡市公共下水道事業計画」に基づき、下水道計画区域内を整備していきます。
- 下水道のさらなる普及啓発、PR、補助制度の見直しを行い、下水道水洗化戸数を増やします。
- 「清流の都 静岡」にふさわしい水質を維持するため、法定基準より厳しい水準の水質管理目標を設定し、下水処理を行います。

### 施策(2) 温暖化対策

- 太陽光発電設備を設置するとともに、自然エネルギーの活用を検討します。
- 省エネルギーの観点から高効率機器への更新や施設の効率的な運転を行います。

### 施策(3) 資源のリサイクル

- 再利用が可能な資源について、積極的にリサイクルを行います。
- 下水の汚泥については、炭化炉<sup>\*</sup>の整備により燃料化を進め、エネルギー資源として活用するなどリサイクル率を向上させます。



太陽光発電設置状況



汚泥の炭化による燃料利用イメージ

図 5-5 環境対策

## 政策4 お客さまサービスを向上させる。

お客さまに対して安全でおいしい水を安定的に供給し、サービスの均一化を図るために、市営簡易水道との統合を進めます。また、多様化・高度化するお客さまのニーズを的確に把握し、迅速に対応します。そして、お客さまを含めた上下水道にかかわる様々な関係者との連携や信頼関係のもと事業を進め、上下水道事業の現状を正しく認識していただけるよう、わかりやすい内容による積極的な広報活動に努めることで **お客さまサービスを向上**させます。

### 施策(1) 安全でおいしい水の安定的な供給

- 給水区域内において、水道管や水道施設の整備・充実を図ります。
- 水質の管理・監視体制の充実や、計画的な機器の更新を行います。

### 施策(2) 簡易水道事業などとの統合

- 統合計画書に基づき、市営簡易水道を統合します。
- 給水区域の拡張にあたっては、経営状況を適切に判断し、可否の決定をします。

### 施策(3) 接客・窓口サービスなどの充実

- お客さまのライフスタイルに合った料金・使用料の納付方法の検討、導入をします。
- お客さまに満足していただくための接客サービス体制を再検討します。
- 検針する際、同時に地域パトロールを行うことで地域に貢献します。

### 施策(4) 市民参画の推進

- 主要な計画の策定や、事業の進捗状況について、第三者機関である「静岡市上下水道事業経営懇話会」と継続して評価を行い、PDCA（計画→実施→評価→見直し）の手法を用い、マネジメントサイクル\*を実施します。
- モニター制度やイベント開催については、市民と協働して実施します。
- 市民の皆さんにとってわかりやすい情報提供や事業PRを実施します。



図 5-6 水質検査の様子



図 5-7 上下水道フェアでの打ち水の様子

## 政策5 | 信頼される経営を確立する。

経営を取りまく環境が厳しさを増す中、事業者の責務として将来にわたって安定的に事業を継続できるよう、より効率的・効果的に各政策を実施し、新規事業については、経営状況を勘案し、可否を適切に判断します。

また、職員数の減少によるサービス低下を招かないよう、機能的な組織づくりに努め、人材育成、知識・技術の継承等を推進することで **信頼される経営を確立** します。

### 施策(1) 業務の効率化

- 業務の見直しや組織再編により、適正な職員数で事業を実施します。
- 組織として必要な技術は残しながら、業務委託の活用などの民間的手法\*を取り入れ、人員の最適化に努めます。

### 施策(2) 職員の技術習得

- 職員の技術研修を充実し、市民サービスの低下を招くことがないように努めます。
- 技術継承の仕組みを研究し、技術力の低下を招くことがないように努めます。

### 施策(3) 財政の健全化

- 未収金\*を減らすことで料金・使用料の增收を図り、また、新たな財源を検討して収入増加に努めます。
- 事業実施にあたっては、国からの支出金などを有効活用し、建設費の財源確保と企業債残高の適正管理に努めます。
- 経常的な費用の見直しを行い、費用の最小化に努めます。

### 施策(4) 新たな視点に立った上下水道事業の展開

- 國際協力に係る情報収集を進め、対応可能な支援などの検討を行います。
- 広域化\*による事業メリットや連携の枠組み・範囲の検討を進めます。



水道技術勉強会の様子



大規模津波防災総合訓練での漏水修繕実地研修の様子

図 5-8 技術研修

# 第6章 中期経営計画 (基本計画に沿った4か年の事務事業)

## 6-1 計画の整理と位置付け

「中期経営計画」は、「しづおか水ビジョン」の実現に向けて掲げた8か年的主要施策である「基本計画」に基づき、財政面から検討を行い4か年で取組む具体的な事務事業を整理したものです。

また、「中期経営計画」は、「第3次静岡市総合計画」や「第3次静岡市行財政改革推進大綱」など、それぞれの事業に関連する計画との整合を図るとともに、社会状況の変化や技術革新の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

事業の進行管理及び行政評価\*は、上下水道事業の経営に関し、市民参画による幅広い意見の聴取を目的とした、「静岡市上下水道事業経営懇話会」で行います。そのため、進行管理及び行政評価に必要な実施内容においては可能な限り統一していますが、各事業の特性があることから、事業計画については、水道事業と下水道事業を別に掲載します。

なお、基本計画期間（H27-H34）における「中期経営計画」については、「第3次中期経営計画」と「(仮) 第4次中期経営計画」に分かれるため、別冊子としています。「(仮) 第4次中期経営計画」の策定にあたっては、第7章に記載のとおり「第3次中期経営計画」をフォローアップした後、改めて財政面からの検討を行い、平成30年度末までに策定する予定です。

## 6-2 計画期間

表 6-1 各中期経営計画期間

	開始年度	終了年度
第3次中期経営計画	平成27年度（2015年度）	平成30年度（2018年度）
(仮) 第4次中期経営計画	平成31年度（2019年度）	平成34年度（2022年度）

# 第7章 フォローアップ<sup>。</sup>

## 7-1 事務事業の進行管理及び行政評価

財政計画を盛り込んだ「中期経営計画（4年間）」（別冊）では、事務事業の実施状況をわかりやすく示すため、各事業の成果指標を設定し、達成状況を明確化しています。

指標の達成状況については、毎年度行政評価（自己評価及び「静岡市上下水道事業経営懇話会」による外部評価）を行うとともに、進行の遅れや修正が必要な点については改善し、次年度以降での実施に向けた修正を図ります。

## 7-2 しづおか水ビジョンの見直し

「しづおか水ビジョン」は、社会状況の変化や技術革新の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本ビジョンに示す各計画は、最終年度においてその実施状況及び達成見込みを踏まえて検証し、次期計画へ反映させていきます。

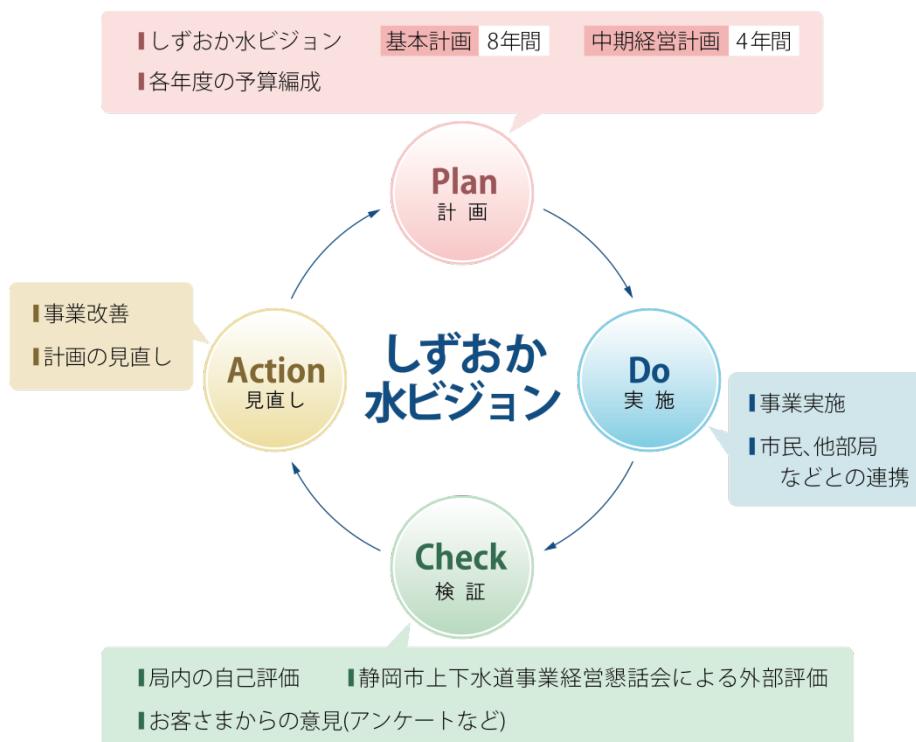


図 7-1 しづおか水ビジョンのPDCAサイクル

# 資料編

## 資料1 市民参画の状況(経営懇話会の経過など)

### 【 静岡市上下水道事業経営懇話会の経過 】

#### 平成 25 年度

回 数	開催日時	開催内容
第 1 回	平成 25 年 5 月 31 日 (金) 9:30~12:00	ビジョン策定経緯等について ・策定経緯及び目的　・策定体制 ・策定スケジュール　・市民意識調査 等
第 2 回	平成 25 年 7 月 26 日 (金) 10:00~12:00	ビジョン策定方針等について ・国の動向　・策定方針
第 3 回	平成 25 年 8 月 22 日 (木) 10:00~12:00	ビジョン策定に係る静岡市の現状と課題について
第 4 回	平成 25 年 11 月 8 日 (金) 10:00~12:00	ビジョンの骨子（案）等について ・名称「しづおか水ビジョン」決定 ・市民意識調査結果　・ビジョン骨子（案）
第 5 回	平成 26 年 1 月 24 日 (金) 15:00~17:00	基本構想、基本計画等について ・基本構想、基本計画・事務事業の抽出（案）

#### 平成 26 年度

回 数	開催日時	開催内容
第 1 回	平成 26 年 5 月 30 日 (金) 10:00~12:00	しづおか水ビジョンについて ・素案提示（1回目）　・意見聴取
第 2 回	平成 26 年 7 月 18 日 (金) 10:00~12:00	しづおか水ビジョンについて ・素案提示（2回目）　・意見聴取
第 3 回	平成 26 年 8 月 22 日 (金) 10:00~12:00	しづおか水ビジョンについて ・素案についてのパブリックコメント実施について
第 4 回	平成 26 年 10 月 27 日 (月) 10:00~12:00	しづおか水ビジョンについて ・ビジョン案、中期経営計画案説明　・意見聴取 ・懇話会意見書（案）の提示・検討 次期下水道使用料について
第 5 回	平成 26 年 12 月 19 日 (金) 10:00~12:00	しづおか水ビジョンについて ・最終案説明　・懇話会意見書の提出
第 6 回	平成 27 年 1 月 26 日 (月) 15:00~17:00	しづおか水ビジョンについて ・公表スケジュール説明

※開催内容は、「しづおか水ビジョン」策定関連のみ記載しています。

## 【 静岡市上下水道事業経営懇話会 委員一覧 】

### 第2期静岡市上下水道事業経営懇話会委員

氏名	所属団体等
おざわ 小澤 美穂子	静岡商工会議所 清水支所 経営支援課 マーケティング支援室長 【平成25年度】
いけだ 池田 泰之	静岡商工会議所 清水支所 経営支援課 係長 【平成26年度】
いしい 石井 美樹	公益社団法人 日本水道協会 工務部技術課長
うちの 内野 孝宏	一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員
しらい 白井 孝	公募委員
すぎうら 杉浦 裕子	公募委員
すずき 鈴木 学	龍谷大学 経営学部 教授
たかやま 高山 茂宏	清水区自治会連合会 会長
たき 瀧 義弘	葵区自治会連合会 会長
たけだ 武田 孝之	公募委員
たしろ 田代 景子	常葉大学 経営学部 准教授
つぼい 坪井 英明	駿河区自治会連合会 会長
まきの 牧野 倫明	地方共同法人 日本下水道事業団 静岡事務所長
みやはら 宮原 歩	公募委員
わたなべ 渡邊 良子	しずおか市消費者協会 会長

敬称略／順不同



静岡市上下水道事業経営懇話会の様子

## 【 経営懇話会 意見書 】

平成 26 年 12 月 19 日

静岡市公営企業管理者  
関 清司 様

静岡市上下水道事業経営懇話会

会長 

### しづおか水ビジョンに関する意見書

平成 25 年 5 月 31 日から平成 26 年 12 月 19 日まで、10 回にわたり開催した静岡市上下水道事業経営懇話会における協議の結果、本懇話会として取りまとめた意見を下記のとおり提出します。

今後、しづおか水ビジョン（以下、ビジョンという）を作成・公表する際には、本懇話会の意見について十分検討を行い、もって適切にビジョンに反映した上でその実行に邁進するよう要望します。

#### 記

事務局から示された案に対しては、多くの委員から具体的な内容、専門用語の多用、難解な文章表現等について問題点が指摘されました。

これらの意見にもとづいて十分な協議を行い、事務局に修正を求めた結果、ビジョンは一定の改善が図られたものと評価します。今後、事業の進展により計画に変更が生じた際は、速やかに修正を行ったうえで、市民にわかりやすく公表することを要望します。

なお、協議の結果、ビジョンの公表および具体的な第 3 次中期経営計画の実施にあたり、とくに重要と判断した課題は以下のとおりです。

#### 1. 市民にわかりやすいビジョンの提供

(1) 協議の過程でビジョンの内容あるいは表現等について一定の修正はなされたが、ビジョンと第 3 次中期経営計画を、市民によりわかりやすく公表することが必要である。

#### 2. 人口減少社会における上下水道事業の長期的安定経営への対応

(1) 周知のとおり社会環境は、これまでの拡張期から人口減少社会に転換し、水道・下水道の使用水量・排水量や料金・使用料の減少が、今後の事業経営に大きく影響する。

- (2) 一方で、巨大地震、異常気象などへの対策や老朽化が進む管・施設の更新に対する事業費の増大が予測される。
- (3) 以上の要因を踏まえ、長期的安定経営の維持のため、アセットマネジメント手法を取り入れた中長期的な視点で事業の平準化を図り、効率的な事業経営に努める必要がある。

### 3. 市民参画と広報活動の充実

- (1) 静岡市は「自治基本条例」および「市民参画推進条例」を制定し、市民参画を積極的に進めていく方針を示しているが、その方針にもとづき、ビジョンの策定段階から市民意識調査、パブリックコメント及び本懇話会における意見聴取に取り組んだことを高く評価する。
- (2) ただし、市民意識調査やパブリックコメントの実施にあたっては、その手法や設問の内容に十分留意して行うことが必要である。
- (3) 上下水道事業に対する市民の関心をさらに高め、事業理解の向上を図るために、地域住民や事業者など関係者と積極的に連携するとともに、一層広報活動に力を注ぐ必要がある。

### 4. 繼続的な経営改善努力

- (1) 現行料金・使用料を引き上げずに本ビジョンにもとづく事業を実施していくことが望ましく、常に経営意識を高く持って事業を運営していくとともに、人口減少社会に即した料金・使用料の仕組みを継続的に検討することが不可欠である。
- (2) 平成27年度に使用料算定期間を迎える下水道使用料について、今後4年間値上げすることなく現行使用料を維持する方針が示された点について評価をしたい。

### 5. 静岡市上下水道事業経営懇話会の活用

- (1) 持続可能な事業経営と経営透明性の確保にあたり、客観的に上下水道事業の状況を評価する機関として本懇話会が果たす役割は大きい。
- (2) よって、引き続き本懇話会における上下水道事業の行政評価を、健全経営の確保に活用されることを要望する。

以上の方にも協議の過程で示された各委員からの意見、要望、提案等について十分に検討し、ビジョンを策定することを本懇話会の総意として要望します。

以上

## 【市民意見提出手続(パブリックコメント)の集計結果】

«意見募集期間» 平成 26 年 7 月 28 日～8 月 27 日

«意見提出方法» 応募用紙を郵送か FAX、または直接提出。

«意見提出人数» 7 人

### - 市民意見に対する対応 -

項目番号	意見タイトル	意見の内容	回答
1	政策 5「信頼される経営を確立する」	上下水道は普及拡大時期を過ぎ、今後は品質を維持管理していくことが重要である。 そのためには政策 5 の「信頼される経営を確立する」ことが長期的に非常に重要なと考える。 施策には「経営力の向上」という項目をもつくる必要があるのではないか。	政策 5「信頼される経営を確立する」については、地方公営企業である上下水道局の、経営に対する強い意思表示と位置付けています。 ご提案いただきました内容は、施策において文言の違いはありますが、上下水道局の考え方と方向を一にするものであると考えます。上下水道局では、政策 5「信頼される経営を確立する」と表現し、掲げる各施策に取り組むことで、持続的な事業経営を進めていきます。
2	ビジョン全体に対し	どの地域の住民も快適で質の高い生活が送れるよう計画を策定してほしい。 また、市民がわかりやすい広報活動に努めてほしい。	上下水道局では、上下水道事業の本来の目的である公共の福祉の増進と、静岡市が設置する地方公営企業としての経済性を最大限に発揮することを念頭に、「しづおか水ビジョン」を策定しています。 「しづおか水ビジョン」の策定にあたっては、静岡市民すべてが快適で質の高い生活が送れるよう、現在策定中の静岡市の最上位計画である「第 3 次静岡市総合計画」との整合を図り、他の部局とも連携を取りながら進めています。 広報活動については、よりわかりやすいものとなるよう努めます。
3		ビジョン全体の体系図の記載や、図（写真）を見やすい大きさ、文字で示してほしい。	ご意見を参考に、見やすさ、わかりやすさについて工夫します。
4	政策 3「環境への負荷を軽減する」	政策 3 のうち温暖化対策については、自治会レベルでも多く取組んでいる。 「検討」にとどまらず「積極的に推進する」くらいの表現（取組）が必要ではないか。 また、実施したもの、実施中のものについての周知も行ってほしい。	温暖化対策としまして、太陽光発電設備の設置、公用車の低排出ガス車への切り替えの推進を予定していますが、その次の段階として、上下水道事業においてどういった取組が効果的なのか、またできるのかについて検討をしていきます。 また、実施内容等については、上下水道事業経営懇話会において報告し、内容の評価をしていただきます。
5	政策 4「お客様サービスを向上させる」 施策 4「市民参画の推進」 事務事業 3「積極的な広報活動」	「庁舎内展示コーナーの活用」だけではなくほかの事務事業も必要ではないか。	上下水道局は、局広報紙の発行、各種 PR イベントの開催、水のペットボトル、PR グッズの作製等、現在も広報活動を積極的に行っており、今後も継続して実施していきます。
6		まちみがきプラン評価委員会（8 月 18 日実施）の評価により、水道事業に係るプランに遅延があることが報道されている（8 月 19 日付け静岡新聞）。 水道事業として安心・安全な水道水の安定供給を図っていることについて周知していくために、広報活動に力を入れて PR に努めてほしい。	水道事業における、管路及び施設の耐震化において、現在の計画目標の達成が困難であることから、まちみがきプラン評価委員会による遅延の評価がされたのですが、第 3 次中期経営計画においても、継続して実施して行く事業としています。 また第 3 次中期経営計画における事務事業には、「積極的な広報活動」を掲載しました。上下水道施設の老朽化の現状や、料金（使用料）収入が減少する一方で、耐用年数を経て更新時期に達した施設が多くあることについても、利用者にわかりやすく公表していきたいと考えます。
7	中期経営計画全般について	事務事業「成果率」という記載が、現行の施策管理で用いている「達成率」という言葉と意味合いに違いがあるのか。整合が必要ではないか。	「成果率」と「達成率」は、両方ともなしとげた結果という意味合いですが、中期経営計画における「成果率」とは、その数字が「成果指標」として位置付けているのに対し、施策管理票で使用している「達成率」とは、その「成果指標」を達成（クリア）できたかどうかを意味しており、使い分けをしています。 言葉としての意味合いには大きな違いがないため、今後の事業の進行管理を実施する段階で、どのような表現がよいか検討していきます。

## 【市民意識調査結果(抜粋)】

広報課にて毎年実施する「市民意識調査」において、「しづおか水ビジョン」策定の参考とするため、市民の皆さんのご意見を伺いました。

《調査期間》 平成25年7月1日～22日

《対象者》 市内に住む20歳以上の5,000人

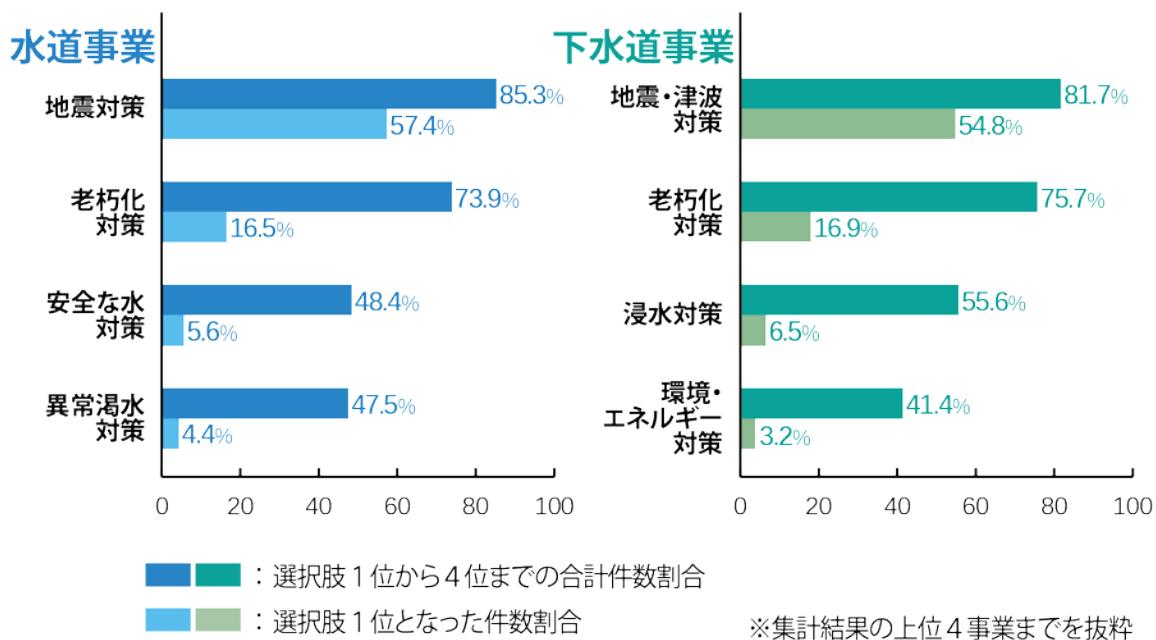
(住民基本台帳から等間隔無作為抽出)

《有効回答》 2,090人

《回答率》 41.8パーセント

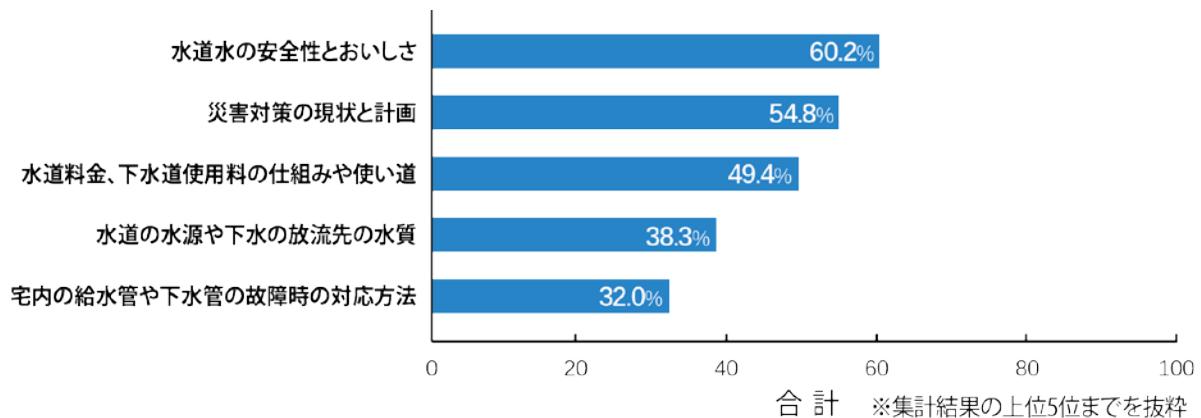
(問) 上下水道事業について、何を優先すべきだと思いますか。

※複数の事業の中から、上位4つの事業を選択していただきました。



(問) 水道、下水道に関する情報について、どのようなことを知りたいですか。

※複数の項目の中から、最大5つまでを選択していただきました。



## 資料2

## 用語解説(五十音順)

用語	解説
アセットマネジメント手法	上下水道事業が所有する資産（管・施設等）の状態・健全度を適正に評価し、中長期的な視点で資産の状態を予測した上で、財政面の見通しも踏まえた計画的かつ効果的な管理を行うこと。
汚泥 <small>おでい</small>	浄水場や下水処理場での原水や汚水の処理過程で沈殿等により発生する泥状の物質。このうち物理的に力を加えるなどして絞り取ったものを特に脱水汚泥という。
簡易水道	給水を受けている人口（計画給水人口）が、101人以上5,000人以下である水道のこと。
企業債	管・施設の新規整備、改築・更新などの費用に充てるために、国等から長期で借り入れる借金のこと。
行政評価	行政が行う「政策」、「施策」、「事務事業」などに対して、有効性や設定した目標の達成度等を客観的に評価（自己評価、外部評価）すること。 静岡市上下水道局では、自己評価したものについて「静岡市上下水道事業経営懇話会」を設置し、外部評価を実施している。
経営資源	事業運営を行うために利用できる資源のことで、ヒト（人的資源）、モノ（物的資源）、カネ（財務的資源）、情報（知的資源）が挙げられる。
経営戦略	公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な視点から投資計画と財政計画を関連付けた計画。
下水道整備率	下水道事業計画（認可）区域に対する下水道整備済面積の割合。
広域化	財政基盤、技術基盤強化など、いわゆる運営基盤強化の観点から、近隣の事業体が共同して維持管理や経営等を行う形態のこと。広域化の形態には事業統合、経営の一体化、管理の一体化などがある。
事業継続計画（BCP）	災害や事故などで被害を受けても優先度の高い業務の中止を回避、もしくは中止されたとしても早期に復旧するための計画。（Business Continuity Plan の略）
静岡大火	昭和15年に発生した大火災のこと。昭和15年1月15日午後0時8分頃、市内葵区新富町付近で出火し、強風（風速9.6メートル）と乾燥（湿度22パーセント）により周辺に延焼し、焼失家屋5,089戸（全焼4,991戸）、罹災人数26,000人（概数）の被害を出した。
取水井 <small>しゅすいせい</small>	地下水を汲み上げるための井戸。
水源涵養林 <small>すいげんかんようりん</small>	降水を貯留する天然の水源としての機能を持った森林。
水道普及率	行政人口に対する水道利用が可能な人口（給水人口）の割合。
炭化炉 <small>たんかろ</small>	下水道汚泥を石炭等の代替燃料として利用可能な燃料化物に製造するための炉。
単独公共下水道	1つの市町村の区域内で、市町村が下水道管、ポンプ場及び終末処理場を設置するもの。
地方公営企業	地方公共団体が経営する企業の組織、財務、その他企業経営に関する事務処理等を定めた法律を適用した事業。

用語	解説
東海地震	駿河湾の海底にある駿河トラフは、フィリピン海プレートがその北西にある陸側のプレートの下に向かって沈み込むプレート境界だと考えられており、このプレート境界を震源域として、近い将来大規模な地震（マグニチュード8程度）が発生すると考えられている地震のこと。
都市型水害	都市化に伴って起こる水害のこと。地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われているため、雨水が浸透しにくく、大量の雨水が下水道や河川に流れ込むために雨水が処理しきれずにオーバーフローすることで起こる水害などをいう。
南海トラフ巨大地震	駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4000メートル級の海底の溝（＝南海トラフ）に沿って広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。
燃料化	下水道汚泥を乾燥または炭化させることで固形燃料を製造し、石炭等の代替燃料とすること。
バイオマス	生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。
パブリックコメント	条例や計画などの一定の政策の策定に際して、市民等に向け政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、その意見等に対する考え方等を公表すること。
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日に兵庫県の淡路島北部を震源として起きたマグニチュード7.3の直下型地震により淡路島、同県の神戸市、芦屋市、西宮市などに甚大な被害を及ぼした災害。気象庁観測史上初の震度7を記録した。約6,400人が死亡、約4万3,700人が負傷、約25万棟の住宅が全半壊した。
東日本大震災	平成23年3月11日に三陸沖を震源として起きたマグニチュード9.0の海溝型地震が発生したことにより、東北地方など各地に甚大な被害を及ぼした災害。東北地方の沿岸部では最高潮位9.3メートル、遡上高40.5メートルに達する巨大津波が発生した。本震後も、岩手県沖から茨城県沖の広い範囲で余震が多発。死者・行方不明者は約1万9,000人となる。
表流水	河川、湖沼、貯水池など地表に存在する水の総称のこと。
伏流水	河床や旧河道などに形成される極めて浅い地下の砂利層・砂礫層を流れる水のこと。
不明水	下水道使用料などで把握することができる水量以外の下水量のこと。主に「雨天時浸入水」、「地下水浸入水」等が挙げられる。
マネジメントサイクル	仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという考え方のこと。
未収金	水道料金・下水道使用料などの納付されるべき額のうち、納付されなかつた額。
水循環	降水が川や海へ流れ、蒸発して雲になり、再び降水となる水のサイクルのこと。都市の中では、水道や下水道などの人為的機能が組み込まれている。
民間的手法	業務の効率化やサービス向上の両立を図るために取り入れられる手法の1つで、従来直営で実施していた業務を、第三者へ委託したり指定管理者制度の活用などの手法がある。
溶融スラグ	焼却灰を高温で溶かし、冷却・固化した物質。建設資材に有効利用できる。
流域下水道	2市町村以上の下水を排除し及び処理するために、県が幹線の下水道管及び終末処理場を設置し管理するもの。市町村は、県が設置した幹線に接続させる下水道管のみを設置する。（これを流域関連公共下水道という。）

## 資料3

## 策定関係職員名簿(平成26年度分)

## 【しづおか水ビジョン策定会議委員】組織機構図順

	所属・職	氏名
会長	上下水道局次長	大石 清仁
委員	水道部長	増田 敏久
	下水道部長	深澤 英壽
	水道部理事	小村 寿文
	参与兼水道総務課長	寺田 勤
	水道企画課長	梶山 知
	参与兼下水道総務課長	村田 年秀
	下水道計画課長	鈴木 一仁

## 【しづおか水ビジョン検討部会員】組織機構図順

-水道部-

	所属・職	氏名
部会長	水道部長（策定会議委員兼務）	増田 敏久
委員	参与兼水道総務課長（策定会議委員兼務）	寺田 勤
	水道企画課長（策定会議委員兼務）	梶山 知
	営業課長	市川 浩二
	給水装置課長	伊藤 裕幸
	参与兼水道管路課長	村松 明夫
	水道施設課長	大石 哲男
	水質管理課長	石田 和久
	参与兼簡易水道課長	海野 与司隆

-下水道部-

	所属・職	氏名
部会長	下水道部長（策定会議委員兼務）	深澤 英壽
委員	参与兼下水道総務課長（策定会議委員兼務）	村田 年秀
	下水道計画課長（策定会議委員兼務）	鈴木 一仁
	参与兼下水道建設課長	薩川 信広
	参与兼下水道維持課長	青地 雄介
	下水道施設課長	亀山 正敏

## 【しづおか水ビジョン検討作業部会員】組織機構図順

-水道部-

	所属・職	氏 名		所属・職	氏 名
部会員	水道総務課参事兼課長補佐	石垣 和義	部会員	水道管路課主幹兼係長	杉本 光生
	水道総務課副主幹	堀尾 直人		水道管路課副主幹	稻葉 秀幸
	水道総務課主査	川口 和泉		水道管路課主査	北川 和哉
	水道企画課課長補佐兼係長	一柳 明俊		水道管路課主査	小田 裕康
	水道企画課係長	石野 敏		水道管路課主任技師	宮田 靖弘
	水道企画課副主幹	深谷 和正		水道管路課主任技師	宮村 富士子
	水道企画課主査	北原 久嗣		水道施設課主幹兼係長	望月 雅史
	水道企画課主査	五十嵐 智		水道施設課主査	梅澤 裕司
	水道企画課主査	定免 徹		水道施設課主任技師	奥田 真也
	水道企画課主任技師	野口 成幸		水質管理課主幹兼係長	浅井 高
	営業課係長	秋山 恵範		水質管理課主任薬剤師	藤井 真一
	営業課主査	榊原 靖教		簡易水道課参事兼課長補佐	佐野 茂和
	営業課主査	小松 靖幸		簡易水道課課長補佐兼係長	望月 秀人
	給水装置課課長補佐兼係長	長島 章		簡易水道課主幹兼係長	田中 伸幸
	給水装置課副主幹	石田 哲也		簡易水道課副主幹	進藤 友朗
	給水装置課主任主事	山本 英			

-下水道部-

	所属・職	氏 名		所属・職	氏 名
部会員	下水道総務課参事兼課長補佐	渡邊 正人	部会員	下水道維持課副主幹	石田 靖幸
	下水道総務課副主幹	川口 哲生		下水道維持課主査	望月 治朗
	下水道総務課参事兼係長	小林 敦		下水道維持課主幹兼係長	芳野 彰吾
	下水道総務課主幹兼係長	服部 憲文		下水道施設課副主幹	石川 雪江
	下水道総務課主査	千葉 貴志		下水道施設課主幹兼係長	後藤 章夫
	下水道総務課主査	森 誠		下水道施設課主幹兼副主幹	高橋 俊之
	下水道計画課主幹兼係長	石原 誉士		下水道施設課主幹兼副主幹	和田 秀治
	下水道計画課主査	山下 世紀		下水道施設課主幹兼係長	石原 寿夫
	下水道計画課副主幹	畠山 直己		下水道施設課副主幹	森 吉宏
	下水道建設課参事兼課長補佐	石垣 伊佐己		下水道施設課主任技師	林 良晃
	下水道建設課主査	天野 大輔		下水道施設課主査	山本 富夫
	下水道建設課主任技師	柴田 一臣		下水道施設課副主幹	市川 善也



## しづおか水ビジョン 未来へつなげる挑戦と連携

発行日	平成 27 年 3 月
発 行	静岡市上下水道局 水道部水道企画課 TEL (054) 354-2740/ FAX (054) 355-0715 下水道部下水道総務課 TEL (054) 354-2804/ FAX (054) 355-2501

